



どうかえて

梶 税務経営ニゴース



編集 発行人
梶 義明
 税理士
梶 久男
 税理士

〒933-0849
 高岡市横田本町10-7
 ダイキビル2F
 TEL 0766(25)7722(代)
 FAX 0766(25)7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

12月の税務と労務

12月

(師走) December

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等異動申告書及び

保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月12日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

地方税 / 固定資産税・都市計画 税(第3期分)の納付
 市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金被保険者賞与等支払届
 支払後5日以内

税務大学校

税務職員のための研修機関。新人研修として、主に高卒者を対象に13ヶ月行う「普通科」と主に大卒者を対象に4ヶ月行う「専門官基礎研修」があります。また、職場で実務経験した後に研修を受ける「本科」、「専科」、さらに本科、専科の中から選抜されて研修を受ける「研究科」があります。





年末調整のポイント

...今年から老年者控除が廃止されます。

今年も「年末調整」の時期になりました。年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足額を精算するものです。

1. 平成十七年の注意点

(1) 老年者控除の廃止

平成十七年分からは、六五歳以上で、合計所得金額が一千万円以下の者に対して五〇万円を控除する老年者控除が廃止されています。

(2) 定率減税の継続

平成十一年以降の各年分の所得税額について二〇%相当額（二五万円が限度）が減税となる措置が続いていますので、本年も適用されます。

平成十八年分は減税額が半分の一〇%相当額（一二万五千円が限度）となりますが、本年は影響ありません。

表1 年末調整対象者の選別（例）

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人 死亡により退職した人 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人	左欄に掲げる人のうち、次のいずれかに該当する人 (1) 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 2力以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

2. 年末調整の対象者

年末調整の主な対象者は、表1のとおりです。なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提となりますので必ず提出をしてもらう必要があります。

表2 年末調整を行う時期

年末調整の対象となる人	年末調整の時期
年の途中で死亡退職した人	退職の時
著しい心身の障害のため年の途中で退職した人（その退職後、再就職しないなど一定の要件を満たす人に限ります。）	
12月中に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した人	出国の時
いわゆるパートタイマーとして働いている人などで、年の途中で退職した人（給与等の総額が103万円以下で、かつ、退職後、他の勤務先等に再び勤務しないことが明らかである人に限ります。）	
年の途中で非居住者となった人	

3. 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として年末に行いますが、次の者についてはそれぞれ次の時期に年末調整を行います。（表2）

表3 所得控除額一覧表

<p>【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額</p>						
<p>【小規模企業共済等掛金控除額】 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金と地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額</p>						
<p>【生命保険料控除額】 次の と の合計額(最高10万円) 一般の生命保険料(次の個人年金保険料を除く)を支払った場合 イ 25,000円までの場合……………支払保険料の全額 ロ 25,000円を超え50,000円までの場合……………支払保険料×1/2 + 12,500円 ハ 50,000円を超え100,000円までの場合……………支払保険料×1/4 + 25,000円 ニ 100,000円を超える場合……………50,000円 個人年金保険料(疾病等特約部分を除く)を支払った場合 上記 のイ~ニの区分に応ずる算式により計算した金額</p>						
<p>【損害保険料控除額】</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none;"> $\left(\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約の支払保険料} \\ 10,000円までの場合…支払保険料の全額 \\ 10,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 5,000\text{円} \\ \text{(最高15,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{短期損害保険契約の支払保険料} \\ 2,000円までの場合……支払保険料の全額 \\ 2,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 1,000\text{円} \\ \text{(最高3,000円)} \end{array} \right)$ </td> <td style="border:none; text-align:center;">+</td> <td style="border:none;"> $\left(\begin{array}{l} \text{短期損害保険契約の支払保険料} \\ 2,000円までの場合……支払保険料の全額 \\ 2,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 1,000\text{円} \\ \text{(最高3,000円)} \end{array} \right)$ </td> </tr> </table> <p>長期と短期の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高15,000円)</p>				$\left(\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約の支払保険料} \\ 10,000円までの場合…支払保険料の全額 \\ 10,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 5,000\text{円} \\ \text{(最高15,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{短期損害保険契約の支払保険料} \\ 2,000円までの場合……支払保険料の全額 \\ 2,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 1,000\text{円} \\ \text{(最高3,000円)} \end{array} \right)$	+	$\left(\begin{array}{l} \text{短期損害保険契約の支払保険料} \\ 2,000円までの場合……支払保険料の全額 \\ 2,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 1,000\text{円} \\ \text{(最高3,000円)} \end{array} \right)$
$\left(\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約の支払保険料} \\ 10,000円までの場合…支払保険料の全額 \\ 10,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 5,000\text{円} \\ \text{(最高15,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{短期損害保険契約の支払保険料} \\ 2,000円までの場合……支払保険料の全額 \\ 2,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 1,000\text{円} \\ \text{(最高3,000円)} \end{array} \right)$	+	$\left(\begin{array}{l} \text{短期損害保険契約の支払保険料} \\ 2,000円までの場合……支払保険料の全額 \\ 2,000円を超える場合 \\ \dots \text{支払保険料} \times 1/2 + 1,000\text{円} \\ \text{(最高3,000円)} \end{array} \right)$				
障害者控除額		障害者1人につき……270,000円 特別障害者1人につき……400,000円				
寡婦(寡夫)控除額		270,000円(特定の寡婦は、350,000円)				
勤労学生控除額		270,000円				
配偶者控除額		同居特別障害者である人	左記以外の人			
	一般の控除対象配偶者	730,000円	380,000円			
	老人控除対象配偶者	830,000円	480,000円			
配偶者特別控除		原則として配偶者の給与収入が103万円超141万円未満の人が対象になる				
扶養控除額		同居特別障害者である人(各1人につき)	左記以外の人(各1人につき)			
	一般の扶養親族	730,000円	380,000円			
	特定扶養親族	980,000円	630,000円			
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	830,000円	480,000円		
		同居老親等	930,000円	580,000円		
基礎控除額		380,000円				

控除対象配偶者、扶養親族……生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。

特定扶養親族……扶養親族のうち、昭和58年1月2日から平成2年1月1日までの間に生まれた者(年齢16歳以上23歳未満の者)。

老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和11年1月1日以前生まれ(年齢70歳以上)の控除対象配偶者、扶養親族。

同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

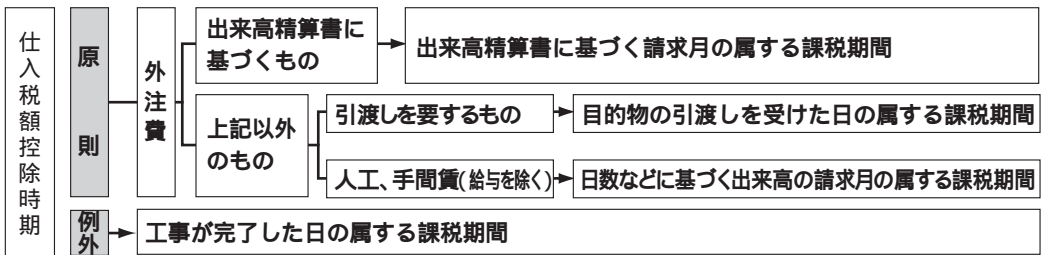
同居老親等……老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系尊属で、納税者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

建設業者が支払う 外注費は要注意

建設業者がその下請業者に支払った外注費に係る消費税について、トラブルとなることが少なくありません。次のポイントに注意しながら適正な処理を行いましょう。

課税仕入れの時期

課税仕入れの時期については、原則として、売上との対応関係を考慮する必要はありません。したがって、工事が未完成で、まだ売上計上がされていない場合であっても、材料費、外注費などについては、課税仕入れをしたときに、仕入税額控除の対象



として取り扱えます。

注意点

外注費といっても、いわゆる人工(にんく)の応援のように、その内容が人的役務の提供であるものや下請業者との請負契約により、基礎工事、内装工事などを外部委託するものなど多岐にわたり、その内容によって消費税の取扱いが下の図のように異なりますので注意が必要です。

また、建設業の場合、工事が完成し、完成工事高を計上したときに、その工事原価のうち材料費、外注費などに係る消費税について、まとめて仕入税額控除することが例外的に認められています。

絵画の減価償却

Q 当社の事務所装飾用として、新人画家の描いた四〇万円程度の絵画を購入しましたが、どのように経理処理すればよいのでしょうか？

A 法人税では書画骨董など時の経過によりその価値が減少しない資産は、減価償却資産に該当しないものとしていますが、いわゆる無名画家の描いた絵画で格別に高額のものでないものについては、減

価償却資産として取り扱われます。この場合の耐用年数は八年とされています。

なお、次に掲げるようなものは、原則として、書画骨董とされ、減価償却資産には該当しません。書画骨董などに該当するか不明なときは、その取得価額が号あたり二万円未満のものは減価償却資産として取り扱うことができます。

古美術品などのように歴史的価値等を有し、代替性のないもの
美術関係の年鑑等に記載されている作者の制作に係る書画等

税金
メモ

詐欺による被害

Q 最近「オレオレ詐欺」や「ネット詐欺」など物騒な事件をよく耳にします。万が一、このような詐欺の被害にあった場合は、所得税の計算上、雑損控除の対象とすることができるのでしょうか？

A 残念ながら、雑損控除の対象にはなりません。なぜなら、雑損

控除は「災害・盗難・横領」による損失のみを控除対象としているため、「詐欺」による損失は控除できないということとなります。

なお、地震により損害を受けた場合や空き巣に入られ、現金や貴金属(一個又は一組の価額が三〇万円超のものを除きます)が盗難にあった場合は、その損失額(被害額)を雑損控除の対象とすることができます。ただし、保険金等で補填される金額は、その損失額から控除しなければなりません。